

改正道路交通法が施行されます(準中型免許新設)

18歳から取得可能な免許として準中型免許を新設

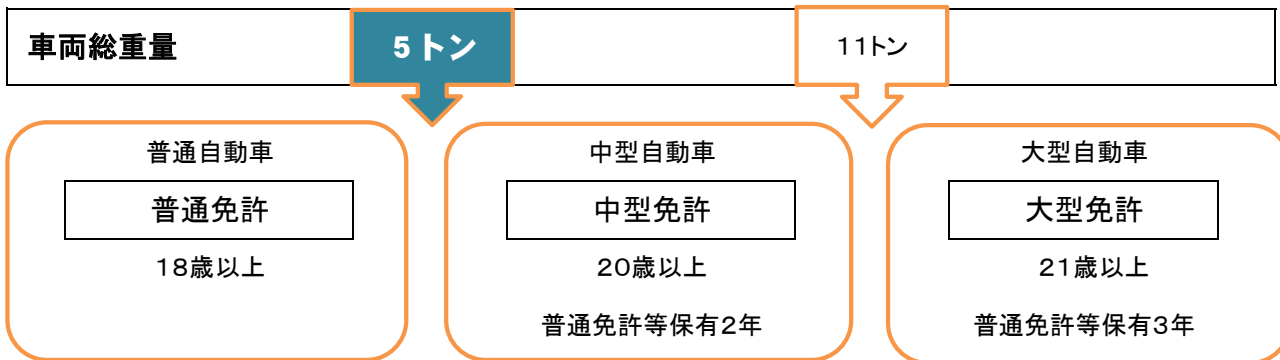
平成29年3月12日施行

改正の概要

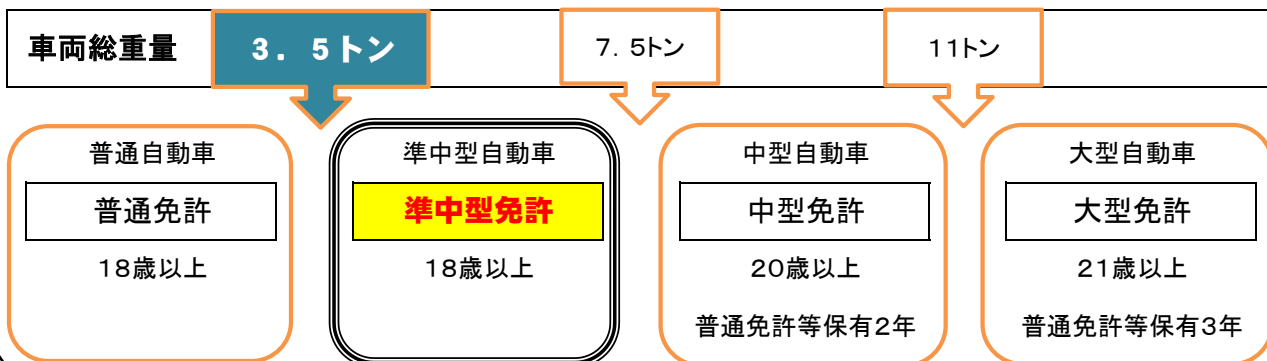
現在の普通免許と中型免許の間に**準中型免許**を新設

車両総重量3.5トン以上から7.5トン未満の車両を運転できる準中型免許を新設されます。それに伴い普通免許で運転できる車両が車両総重量5トン未満から3.5トン未満に変更されますが、法改正以前に普通免許を取得している人は法改正後に準中型免許の準中型車は5トン限定となり、車両総重量5トン未満の車両は運転できます。

現行の免許制度

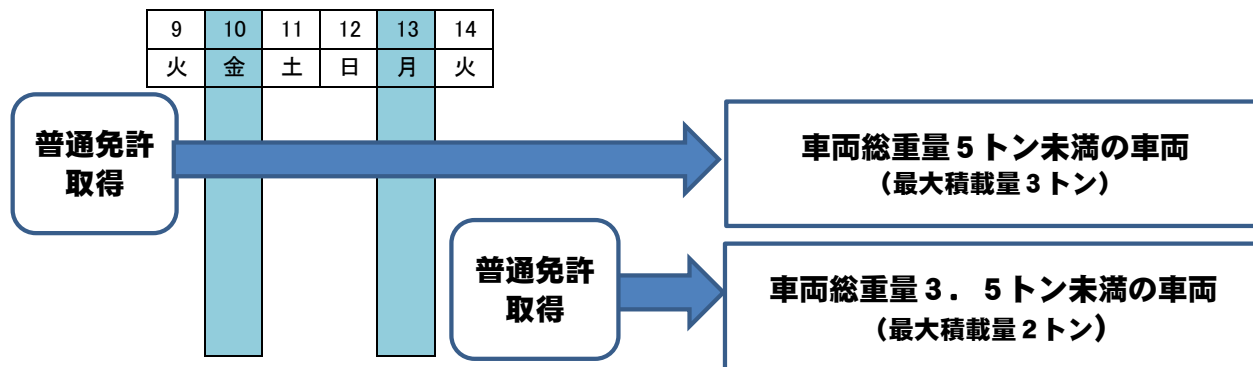


平成29年3月12日以降の新免許制度



法施行前と施行後の普通免許

普通免許で運転可能な車両の範囲が縮小されます



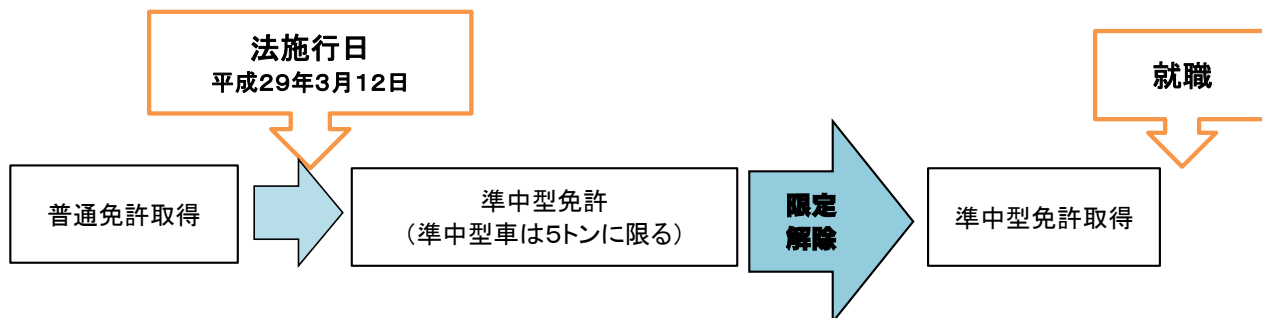
- ① 法施行前（平成29年3月11日以前）までに普通免許を取得した場合は法施行後は準中型免許の準中型車は5トン限定となり、現行の普通免許と同じ車両総重量5トン未満の自動車を運転できます。
- ② 法施行後（平成29年3月12日以降）に普通免許を取得した場合は運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満となり、現行の普通免許より小さくなります。

土日は試験を実施していないので、法施行前の取得は**3月10日(金)**が最後の日となります。

平成29年春に就職する高校生が準中型免許を取得するには

平成29年春に就職する高校生が準中型免許を取得するには、

- ① 法が施行される3月10日（金）までに普通免許を取得します。
- ② 3月10日までに取得した普通免許は、法の施行後は準中型免許（準中型車は5トンに限る）に移行します。
- ③ この5トンに限るの限定解除を法施行後に行うことで準中型免許が取得できます。
※ 法の施行後に自動車教習所に入所して準中型免許を取得しては、就職に間に合わない。）



● 新たな免許制度で乗車可能なトラックの種類 ●

普通免許 18歳～

普通免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン未満の自動車です。主に小口商品の配送などで使用され、自家用のライトバンや軽トラックなどが大半を占めています。



準中型免許 18歳～

準中型免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の小型トラックです。主に近距離の配送に使用され、宅配便やコンビニ配送などのトラックとしても多く使用されています。



中型免許 20歳～

普通免許等保有通算2年以上

中型免許の対象となるのは、車両総重量が7.5トン以上11トン未満の中型トラックです。中・近距離を中心に幅広い用途で使用されています。



大型免許 21歳～

普通免許等保有通算3年以上

大型免許の対象となるのは、車両総重量11トン以上の大型トラックです。大型トラックは、主に都市と都市の間を結ぶ幹線輸送など、長距離で大量に荷物を運ぶ用途に使用されるほか、大きな建設資材や重量物なども輸送します。

